

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古殿町は後期高齢者医療保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県古殿町長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、後期高齢者医療保険料の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 1 後期高齢者医療被保険者資格の管理 2 納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 3 後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 4 後期高齢者医療保険に係わる証明書の発行 5 後期高齢者医療広域連合への情報提供 また、公金口座情報を活用した還付を行う。
③システムの名称	1 後期高齢者医療システム 2 団体内統合宛名システム 3 福島県後期高齢者医療広域連合標準システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)後期高齢者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 115の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 117、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民税務課
②所属長の役職名	住民税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地 古殿町役場 総務課 総務係 0247-53-4611
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	I-1. ② 事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療封建に関する法律および条例に基づき、次の事務を執り行う。 ①後期高齢者医療被保険者資格の管理 ②後期高齢者医療保険料の賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報の管理。 ③納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 ④後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 ⑤後期高齢者医療保険料の特別徴収対象者の決定 ⑥後期高齢者医療保険に係る証明書の発行 ⑦後期高齢者医療広域連合への情報提供	高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、後期高齢者医療保険料の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 1 後期高齢者医療被保険者資格の管理 2 納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 3 後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 4 後期高齢者医療保険に係る証明書の発行 5 後期高齢者医療広域連合への情報提供 また、公金口座情報を活用した還付を行う。	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-1. ③ システムの名称	宛名システム、後期高齢者医療保険徴収システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー 福島県後期高齢者医療電算処理システム(標準システム)	1 後期高齢者医療システム 2 団体内統合宛名システム 3 福島県後期高齢者医療広域連合標準システム 4 中間サーバー	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-3 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務 ＜番号法別表第1＞ 上覧 59: ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 以上の法令上の根拠より、税務事務である軽自動車税業務において個人番号を利用する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の59の項	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和6年3月1日	I-4. ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二80・82・83の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82、121の項	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和7年3月1日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の59の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表の85の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 83の項 (別表第二における情報照会の根拠) 82、121の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 115の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 117、160の項	事後	重要な変更にあたらないため (法改正に伴う見直し作業による)
令和7年3月1日	I-5. ②所属長の役職名	住民税務課長 佐川 良子	住民税務課長	事後	重要な変更にあたらないため (評価書見直し作業による)
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業人 為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2) 十分である	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-8人手を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)
令和7年3月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		システムへのアクセスが可能な職員は、生体情報(静脈)とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更にあたらないため (新様式移行に伴う項目追加)